学校現場における「特定分野に特異な才能のある児童生徒」への

対応に関する意見書

　学校現場には特定分野に特異な才能のある児童生徒、いわゆるギフテッドと呼ばれる児童生徒が一定数存在する。文部科学省における有識者会議でも本児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関して議論が進められており、令和4年9月に審議のまとめが示されたところである。しかし、この審議のまとめの一部文言が切り取られ、誤った認識をもとに学校現場で指導・支援が行われているケースがあると聞く。特に、審議のまとめにある「様々な障害による学習上又は生活上の困難を併せ有する」という部分が切り取られ、その児童生徒の持つ強い好奇心等を満たすこととは異なる支援が行われる懸念がある。

　例えば、特定分野に特異な才能のある児童生徒の中には、強い好奇心や感受性、豊かな想像力などを持ち合わせているため、独創的・創造的な行動を得意とする一方で、機械的な単純作業は不得手な児童生徒もいる。授業中その場面に直面した際に立ち歩くなどして授業の進行を阻害してしまうこともあるが、この原因は児童生徒本人の性質と置かれた環境条件のミスマッチによるものであり、個に応じた調整が求められる。

　大阪府では令和５年９月の教育常任委員会において、特定分野に特異な才能のある児童生徒は「授業内容や進度に満足できず、学級内でのコミュニケーションに苦痛を感じること、周囲と無理に合わせて学校生活を送ることで、自己有用感・自己肯定感が低下する等、その生徒自身が様々な困難に直面するものと考えられる」との見解が示され、個別最適な学びの実践を一層実現するために、一歩ずつ前進しているところである。

　先述の通り、特定分野に特異な才能のある児童生徒は強い好奇心や感受性、豊かな想像力などの素晴らしい特性を持ち合わせており、将来、大きなイノベーションを起こし、日本の経済発展に大いに貢献する可能性が極めて高い。

　よって、国においては、幼少期からその能力開発を十分に行うため、以下の内容について求める。

記

１．特定分野に特異な才能のある児童生徒が持つ強い好奇心や感受性、豊かな想像力などの特性に関しての周知を促進すること。

２．学校外の学びの場の提供のみならず、正規の教育課程でその能力を十分に開発できる学習の場の提供、教材の充実についてすみやかに検討を始めること。

３．個別最適な学びと、協働的な学びを一体的に充実させていくことは大切であり、審議のまとめにも「協働的な学びの充実の一環として指導・支援の在り方を考えていくことを基本的な考え方とする」との記載がある。その上で特定分野に特異な才能のある児童生徒においては、その特性から協働的な学びが難しい児童生徒も存在するため、当該児童生徒に対しては一定の配慮をすること。

　以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

　令和６年３月22日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

各あて

文部科学大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（こども政策）

大阪府議会議長

久谷　眞敬